

一般国道 17 号本庄道路に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

1 道路交通騒音について

(1) 計画道路は本庄市沼和田で国道 462 号と交差する予定であるが、国道 462 号の交通量が増加し、交差部の騒音レベルが環境基準値を超過する予測となっている。そのため、当該地点における供用後の騒音の状況を把握し、国道 462 号の道路管理者と協議し適切な環境保全措置を講ずるよう協力を求めるとともに、必要に応じて、計画道路においてもさらなる環境保全措置について検討し、追加的な措置を講じること。

(2) 計画道路の一部に近接している小学校における道路供用後の騒音レベルは環境基準値以下ではあるが、現況から増加すると予測されている。そのため、特に環境配慮が必要な施設として、供用後の騒音の状況を把握するとともに、関係機関との調整を踏まえ、必要に応じて、騒音による影響を可能な限り低減するための環境保全措置について検討し、適切な措置を講じること。

2 建設機械の稼働による騒音について

建設機械の稼働に伴う騒音については、騒音源と受音点の高さの関係によっては予測値が規制基準値（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準）を超過するおそれがある。そのため、工事実施時に必要に応じて、低騒音工法の採用等のさらなる環境保全措置について検討し、適切な措置を講じること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。